本号で公布された法令のあらまし

◇**内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第一八四号）（内閣官房）

内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第三五号）の施行期日は、平成二四年七月一二日とすることとした。

◇**内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令**（政令第一八五号）（内閣府本府）

1　内閣府設置法第四条第三項第七号の四に定める人工衛星等を、測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的とする人工衛星とすることとした。

2　この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第三五号）の施行の日（平成二四年七月一二日）から施行することとした。

◇**宇宙政策委員会令**（政令第一八六号）（内閣府本府）

1　宇宙政策委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人以内で組織することとした。（第一条関係）

2　委員会に部会を置くことができることとした。（第五条関係）

3　この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第三五号）の施行の日（平成二四年七月一二日）から施行することとした。

◇**内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第一八七号）（内閣府本府）

1　内閣府本府組織令の一部改正関係（第一条関係）

㈠　政策統括官の職務につき所要の整備を行うこととした。

㈡　大臣官房に宇宙審議官を置くこととした。

㈢　その他所要の規定の整備を行うこととした。

2　文部科学省組織令の一部改正関係（第二条関係）

㈠　研究開発局の所掌事務、宇宙開発利用課の所掌事務及び参事官の職務に関する規定の整備を行うこととした。

㈡　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　宇宙開発委員会令の廃止関係（第三条関係）

宇宙開発委員会令は、廃止するものとすることとした。

4　関係政令の一部改正関係（第四条～第一〇条関係）

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

5　施行期日（附則関係）

この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第三五号）の施行の日（平成二四年七月一二日）から施行することとした。

政　令

内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年七月十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百八十四号

内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年七月十二日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年七月十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百八十五号

内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項第七号の四の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等で政令で定めるものは、測位の用に供するための信号を送信することを主たる目的とする人工衛星とする。

附　則

この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十五号）の施行の日（平成二十四年七月十二日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦